

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設工事監理業務委託
概要書 (案)

1. 委託名称

「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設工事監理業務委託」

2. 委託場所

門真市幸福町 11 番地

※土地区画整理事業による換地処分により住所表記等が変更となる場合がある。

3. 委託内容

受注者は、主任監督員及び監督員をもって、監理対象工事に係る工事監理業務委託契約書、設計図書及び仕様書に基づく建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の監理業務を行わせることとする。

受注者は、工事全般の監理に関して十分な資格と経験を有する主任監督員及び建築工事を中心に電気設備工事及び機械設備工事に関して十分な経験を有する監督員（建築）を各 1 名定め、主任監督員を受注者の代理人とすること。

また、監督員は、業務の遂行に当たり、市監督員と常に密接な連絡を行い、その指示に従わなければならない。

なお、受注者は監督員（電気設備、機械設備の各担当者）を派遣し、適切な人員を配置して、諸官庁手続きを含む監理業務を遂行しなければならない。

- 主任監督員 : 1 名。一級建築士の資格を有している者で、建築工事を中心に以下に示す監理対象工事を統括監理すること。業務期間を通じて常駐監理すること。また、平成 23 年 4 月以降に、公立図書館（図書館法第 2 条第 2 項に定める公立図書館をいう。）の新築に関する延面積 3,500 m²以上又は国又は地方公共団体等の文化施設（※）の新築に関する延面積 6,000 m²以上の設計業務及び工事監理業務について元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率 30%を超えるものに限る。）として誠実に履行した実績があること。なお、設計業務及び工事監理業務が一体となる業務実績である必要はない。
- ※ここで言う文化施設とは、公立図書館以外の図書館、博物館、公民館、市民交流会館及びその他類似施設を指し、スポーツ施設は含まないものとする。
- 監督員（建築） : 1 名。業務期間を通じて常駐監理すること。また、平成 23 年 4 月以降に、公共施設（公営住宅を除く）の新築に関する延

面積 3,500 m²以上の工事監理業務について誠実に履行した実績があること。

- 監督員（電気設備・機械設備）：電気設備工事監理者 1 名、機械設備工事監理者 1 名。非常駐管理とする。また、平成 23 年 4 月以降に、公共施設（公営住宅を除く）の新築に関する延面積 3,500 m²以上の工事監理業務について誠実に履行した実績があること。

※常駐監理とは、委託期間中において対象工事の行われる日の現場監理（週 5 日出勤）を原則とする。

※非常駐監理とは、週 1 回開催する工事の定例打合せに出席する程度の頻度で、現場監理を実施することをいう。また、確認、検査、試験等や市監督員の要望がある場合は、定例打合せ以外の日にも現場監理を行わなければならない。

※主任監督員が各監督員を兼務すること、各監督員が他の監督員（建築・電気設備・機械設備）を兼務することは認めない。

※別冊 3-2 「工事監理業務委託要領」に基づき、建築基準法による計画変更申請、軽微な変更届、各中間検査及び完了検査申請等や、消防法による各種申請及び届出に係る書類の作成及び官庁手続きを行うこと。

※主任監督員及び監督員は工事が開始される前に本概要書、別冊 3-2 「工事監理業務委託要領」及び対象設計図書を熟読しておくこと。

※建築以外の監督員については、再委託先の監督員が技術者要件に掲げる実績を有している場合に限り、業務の全部を再委託することができる。

○監理対象工事：

（仮称）門真市立生涯学習複合施設工事

工期 20 カ月程度を予定

<（仮称）門真市立生涯学習複合施設新築工事>

建築面積約 2,400 m²、延面積約 6,000 m²

<その他整備工事>

外構工事等

※なお、工事名・工期・工事内容は発注及び契約完了していないため、現時点の内容を示したものである。

4. 委託期間

契約締結日から工事業務の終了まで（20 カ月程度）

※工事の進捗に応じて委託期間を変更する可能性があります。

5. 監理業務仕様

- ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築（電気設備・機械設備）工事及び工事監理指針（最新版）
- ②別冊 3－2 工事監理業務委託要領（案）
- ③別冊 3－3 工事監理区分表（案）

6. 提出書類

- ①工事監理報告書(毎月)
 - ・工事進捗状況報告書
 - ・工事監理日誌
 - ・工事監理写真簿
- ②各種打合せ記録
- ③その他市監督員が指示する書類